

令和6年第8回赤穂市教育委員会議事録

- 1 日 時 令和6年8月29日 午後2時00分
- 2 場 所 赤穂市役所第2庁舎第2会議室
- 3 出席委員

教 育 長	尾 上 慶 昌
教育長職務代理者	大 河 龍 生
委 員	池 坂 めぐみ
委 員	志 水 矛
委 員	井 本 学 明
- 4 委員以外の出席者

教 育 次 長	高 見 博 之
教 育 次 長	河 本 学
文化財担当参事兼文化財課長	中 田 宗 伯
学校給食センター担当参事	正 木 洋 志
総 務 課 長	近 藤 雅 之
こども育成課長	山 内 陽 子
幼児教育指導担当課長	中 塚 真由美
学校教育課長	杉 山 建 一
生涯学習課長	松 本 久 典
スポーツ推進課長	岸 本 年 正
中央公民館長兼市民会館長	本 家 信 治
図書館長	狩 川 真 人
書 記	長 尾 一 史
- 5 付議事項

報告9	専決処分の報告について
専第8号	令和7年度使用赤穂市立学校教科用図書の採択について
報告10	少年非行概要について
第22号議案	赤穂市特定教育・保育施設給付事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について
第23号議案	赤穂市実費徴収に係る補足給付事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について
第24号議案	赤穂市新学校給食センター整備事業請負契約の締結に係る議決変更について
第25号議案	令和6年度赤穂市一般会計補正予算（9月）について
その他	問題行動、いじめ・不登校の状況について

議 事 録 署 名

教 育 長 尾 上 慶 昌

署 名 人 志 水 矛

署 名 人 井 本 学 明

令和6年第8回赤穂市教育委員会議事録

- 教育長 ただいまより、第8回教育委員会を開会いたします。委員全員のご出席をいただいておりますので、会議は成立しております。
- はじめに、令和6年第7回教育委員会議事録の署名を池坂委員と志水委員にお願いします。
- （ 教育長署名後、池坂委員と、志水委員の署名 ）
- 教育長 次に、教育長の報告を行います。
- （ 教育長 報告 ）
- 教育長 次に、赤穂市教育委員会会議規則第14条第2項の規定により、議事録署名人2名を次のとおり指名いたします。
- 志水委員と井本委員にお願いします。
- 議事に先立ち、赤穂市教育委員会会議規則第5条の規定により、議案の公開又は非公開の決定を行いたいと思います。
- 第24号議案及び第25号議案については、同規則第5条第1項第4号の教育予算その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事件に、その他については、同規則第5条第1項第7号の会議の公開が不相当である事件に該当すると考えられますので、いずれも非公開としてよろしいか。
- 全委員 異議なし。
- 教育長 以上のとおりの賛成をもちまして、第24号議案、第25号議案及びその他については非公開と決定します。
- それでは、審議に入ります。報告9「専決処分の報告について」、専第8号「令和7年度使用赤穂市立学校教科用図書の採択について」事務局の説明をお願いいたします。
- 事務局 （ 報告9「専決処分の報告について」専第8号「令和7年度使用赤穂市立学校教科用図書の採択について」議案書2～9ページに基づき説明を行った。 ）
- 教育長 ただいまの事務局の説明について、ご質疑ございませんか。
- 委員 小中学校で使用する教科用図書の採択は原則4年に1回とされているのですが、令和7年度に使用する教科用図書の中で、小中学校において変更する教科用図書はありますか。もし、変更するのであればその理由を教えてください。
- 事務局 議案書5ページ、小学校使用教科用図書については、書写と音楽の2教科について、議案書6ページ、中学校では保体と技術の2教科について変更しております。小学校の2教科については、ふた学年でひとセットになっており、昨年度の採択時に、教科書会社に変更され、今年度の1，3，5年生が新しい教科書会社の教科書を使

用しはじめました。令和7年度においても令和6年度に変更した教科書会社の教科書が継続して使用されますので、全学年で新たな教科書会社の教科書が使用されることとなります。中学校については、まず、保体の方では、学習の要点がキーワードでまとめられていて内容が把握しやすい、学習のまとめに話し合いの課題が盛り込まれ、言語活動の強化が意図されている、QRコードを随所に配置していてタブレット学習にも対応できる、というのが変更理由です。技術については、資料がわかりやすい、生徒が自分で作業しているように見えるアングルで撮影した写真が使用されている、トピックについても実生活に活かせる話題がとりあげられており、将来的に技術に関心や課題意識が持てるような内容となっていることなどが主な変更理由です。

教育長

他にご質疑ございませんか。報告9「専決処分の報告について」、専第8号の報告を終わります。次に、報告10「少年非行概要について」事務局の説明をお願いいたします。

事務局

(報告10「少年非行概要について」議案書10ページから12ページに基づき説明を行った。)

教育長
委員

ただいまの事務局の説明について、ご質疑ございませんか。

赤穂市に少年非行の条例はないのですか。奈良県では条例で26項目の行動が明記されており、例えば18才未満の深夜徘徊やインターネット掲示板への抽象情報の書き込み等について、細かな規定があります。それが、補導委員などが非行少年に指導する根拠となっています。

事務局

今、委員がおっしゃられたような細かな規定は赤穂市にはありません。今後の参考にさせていただきます。

教育長

他にご発言がないようですので、報告10「少年非行概要について」報告を終わります。

次に、第22号議案「赤穂市特定教育・保育施設給付事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について」事務局の説明をお願いします。

事務局

(第22号議案「赤穂市特定教育・保育施設給付事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について」議案書13ページ、議案参考資料2ページに基づき説明を行った。)

教育長
委員

ただいまの事務局の説明について、ご質疑ございませんか。

新旧対照表、第2条3号の変更箇所において、経理番号が、変更前は「雇児発」、改正では「こ成事」となっており、漢字が変更されている。これは法令が変わったからということですか。

事務局

法令というか通知になりますが、その中身としては、そんなに違

いはありません。あくまで厚生労働省からこども家庭庁に事務が移管された関係で、通知文書の発出元が変更されております。これに伴って要綱引用部分を改正するというのが今回の改正主旨となっています。

教育長

他にご発言がないようですので、第22号議案「赤穂市特定教育・保育施設給付事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について」順次、委員のご確認をいただき、表決といたします。

全委員
教育長

異議ありません。

以上のおおりの賛成をもちまして、第22号議案「赤穂市特定教育・保育施設給付事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について」は、原案のおおりに議決されました。

次に、第23号議案「赤穂市実費徴収に係る補足給付事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について」事務局の説明をお願いします。

事務局

（第23号議案「赤穂市実費徴収に係る補足給付事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について」議案書14ページ、議案参考資料3ページに基づき説明を行った。）

教育長
委員

ただいまの事務局の説明について、ご質疑ございませんか。

第4条第2項の食事の提供にかかる実費徴収額を月額4,700円から4,800円に変更するということですが、この食事の実費というのは給食費のことですか。

事務局

ここで言います食事の提供にかかる実費徴収額についてですが、本制度は、保護者の市町村民税の所得割が77,101円未満、もしくは小学校までの兄弟から数えて第3子以降の子どもがいるなどの低所得世帯で、満3歳以上の子どもが保育所や幼稚園以外のいわゆる認可外保育施設を利用した場合に、保護者が実費負担する給食費を赤穂市が補助するという制度となっています。

委員
事務局

市立の保育所や幼稚園には該当しないということですね。

保育所、幼稚園に関しては、国が定めた別枠の軽減制度があるため、認可外施設の利用者に対してもこれと同様に補助を受けられるようにする、というのが本制度の主旨であります。

教育長

他にご発言がないようですので、第23号議案「赤穂市実費徴収に係る補足給付事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について」順次、委員のご確認をいただき、表決といたします。

全委員
教育長

異議ありません。

以上のおおりの賛成をもちまして、第23号議案「赤穂市実費徴収に係る補足給付事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について」は、原案のおおりに議決されました。

次に、第24号議案「赤穂市新学校給食センター整備事業請負契約の締結に係る議決変更について」事務局の説明をお願いします。

事務局

[非公開案件として第24号議案「赤穂市新学校給食センター整備事業請負契約の締結に係る議決変更について」説明を行い、その後審議を行った。]

原案承認

教育長

次に、第25号議案「令和6年度赤穂市一般会計補正予算（9月）について」、順次、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

[非公開案件として「令和6年度赤穂市一般会計補正予算（9月）について」説明を行い、その後審議を行った。]

原案承認

教育長

次に、その他「問題行動、いじめ・不登校の状況について」事務局の説明をお願いいたします。

事務局

[非公開案件として「問題行動、いじめ・不登校の状況について」説明を行った。]

教育長

その他、事務局から報告事項等ありますか。

事務局

（令和6年第9回教育委員会を9月26日（木）午後2時から市役所第2庁舎で開催することを報告した。）

教育長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして第8回教育委員会を終了させていただきます。

お疲れさまでした。

（午後2時52分閉会）